

令和 7 年 6 月 25 日

市政記者クラブ 様

千種区役所区政部総務課
担当：三輪（電話 753-1810）

千種区役所における文書の配付誤りについて

千種区において、下記のとおり通達員による配付誤りがありましたのでご報告いたします。

記

1 発覚日

令和 7 年 6 月 24 日（火）

2 発生場所

千種区千石学区内（千種区千種一丁目付近）

3 事実の概要

令和 7 年 6 月 23 日（月）、通達員が A さんに配付すべき「申告書提出のお願い」を B さんに配付、B さんに配付すべき同名称の文書を A さんに配付しました。

B さんが封筒を開封したところ、A さん宛てのものであったことから、6 月 24 日（火）、区役所に来庁され、配付誤りが判明しました。

その後、A さんへ連絡の際、B さん宛てのものが A さんへ配付されていたことが判明しました。

4 漏えいした個人情報

住所、氏名、生活保護対象者であること

5 対応

- ・ B さんについては、6 月 24 日（火）、文書を持参したうえで区役所へ来庁され、区役所職員が謝罪するとともに、A さんあての文書を回収しました。
- ・ A さんについては、同日、区役所職員が電話にて連絡し、謝罪しました。また、「申告書提出のお願い」は同日 A さんにお渡し、B さんあての文書を回収しました。
- ・ 6 月 25 日（水）、B さんあての文書を B さんへお渡ししました。

6 原因

- ・ A さん宅と B さん宅は同一の集合住宅であり、投函する際の部屋番号の確認が不十分であったため。

7 再発防止策

通達員全員に対し、個人情報及び配付文書の重要性を改めて周知しました。また、配付時に必ず 1 通ずつ氏名、住所、住宅名及び部屋番号を確認したうえで投函するよう注意喚起を行い、文書の確実な配付を徹底します。